		日号外	ページ
一一三	高圧ガス保安法第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者を認定した件	二九	六
一一四	高圧ガス保安法第三十九条の十二第一項の規定に基づき、認定完成検査実施者の認定を取り消した件	二九	七
一一五	商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたギニア共和国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件	三〇 202	四〇
一一六	商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたヨルダンの記章を指定した件	三〇 202	四〇
一一七	商標法第四条第一項第二号及び第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたセルビア共和国の紋章等を指定した件	三〇 202	四一
一一八	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたアフリカ産油国機関の標章を指定した件	三〇 202	四三
一一九	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された世界観光機関の標章を指定した件	三〇 202	四三

四　経済産業省、国土交通省

	平成二十一年経済産業省・国土交通省告示第四号の一部を改正する件	五	六
	○資源エネルギー庁		
一	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を指定した告示を廃止する件	八	六
	○特　許　庁		
七	国際事務局に対する手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件	一	六
	○中小企業庁		
一	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を指定した告示を廃止する件	八	六
	○国土交通省		
一〇五七	住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更する件	一	六
一〇五八	国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件の一部を改正する告示	一 182	三〇
一〇五九	国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件の一部を改正する告示	一 182	四二
一〇六〇	国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準の一部を改正する件	一 182	六五
一〇六一	運輸審議会件名表に登載された件	一 182	六六
一〇六二―一〇六四	高速自動車国道に関する件	二	七
一〇六五	水先人に免許を与えた件	二	七
一〇六六	砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件	二	七
一〇六七―一〇六九	地すべり防止区域を指定する件	二	七
一〇七〇	地すべり防止区域を追加指定する件	二	八
一〇七一	産業標準化法第四十二条第一項の登録の更新をした認証機関の件	六	六
一〇七二	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件	六	六
一〇七三	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者用部分の基準を定める件	六	六
一〇七四	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件	六	七
一〇七五	高速自動車国道に関する件	九	六
一〇七六―一〇七八	砂防法第二条の土地を指定する件	九	七
一〇七九	測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件	九	七
一〇八〇―一〇八二	砂防法第二条の土地を指定する件	一三	六
一〇八三	信号符字を点附した件	一三	七
一〇八四	信号符字を取り消した件	一三	七
一〇八五	船舶国籍証書が無効となった件	一三	七
一〇八六	運輸審議会から答申があった件	一三	七
一〇八七	宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件	一五	四
一〇八八	宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習機関の登録事項の変更の件	一五	五
一〇八九―一〇九三	砂防法第二条の土地を指定する件	一五	五
一〇九四	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第二条第一項及び第五項並びに第四条第一項から第三項までの規定による公表の方法を告示する件	一六 192	三八
一〇九五	災害時の管理の方法を定めるべき踏切道を指定した件	一六	五
一〇九六	高速自動車国道に関する件	一九	五